

策定のポイント

本活動指針は、中学生期の学校部活動や新たな地域クラブ活動の在り方について示したもの

- ◎ 国の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、学校部活動や地域クラブ活動の在り方を提示
- 「長野県中学生期のスポーツ活動指針」と「長野県中学校文化活動方針」を統合し、新たな活動指針を策定
- 学校部活動に加え、学校と地域との連携・協働により社会活動の一環として整備すべき「新たな地域クラブ活動」について、考え方を提示

I 指針の趣旨 運動部と文化部を統合。新たな地域クラブ活動においても本指針を適用

※下線部について追記

II 学校部活動について

1 適切な運営のための体制整備

- ・活動方針の策定と公表。部活動指導員や外部指導者の活用

2 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- ・心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶

3 適切な休養日と活動時間等

- ・原則朝部活は行わない。平日1日、休日1日の休養日の設置。平日2時間、休日3時間程度の活動時間。学校部活動と地域クラブ活動の活動時間の把握

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

- ・性別や障がいの有無を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動環境の整備

5 学校部活動の地域との連携

- ・スポーツ・文化芸術環境の在り方等を協議する協議会の設置

6 スポーツ・文化芸術活動運営委員会

- ・市町村教育委員会が設置する当委員会において、学校部活動の在り方について協議

7 大会の在り方の見直し

- ・複数合同チームの大会参加、学校と連携した地域のスポーツ・文化芸術クラブなどの参加資格の在り方、大会規模や日程等の運営の在り方を見直す

8 学校部活動の新たな地域クラブ活動への移行

※今回追記

- ・「子どもたちが生涯にわたって、スポーツ・文化芸術に親しめる環境の構築」、「教員の働き方改革を推進し、学校教育の質の向上」を目的に新たな地域クラブ活動に移行
- ・原則として、休日・平日ともに、全ての学校部活動を新たな地域クラブ活動に移行。まずは、休日について令和8年度末を目途に移行。平日はできるところから進め、難しい場合でも生徒の活動を保障しつつ、日課等の調整により教員の勤務時間外の部活動指導を減らす工夫を検討・実施
- ・県教育委員会は令和7年度までの移行状況を調査・検証し、改めて平日の移行について方針を示す。

長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針の概要（案）

Ⅲ 学校部活動の延長として行われている社会体育・社会文化活動について

Ⅳ 新たな地域クラブ活動について

※今回追記

1 新たな地域クラブ活動の在り方

- ・生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るためだけでなく、地域住民にとってもより良い地域スポーツ・文化芸術環境を目指し、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力の下、生徒の活動の場として、新たな地域クラブ活動を行う環境を速やかに整備する

2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

- (1) 参加者…学校部活動に所属していない生徒、運動や歌、楽器などが苦手な生徒、障がいのある生徒など希望する全ての生徒が対象
- (2) 運営団体・実施主体…地域のスポーツ・文化芸術団体と連携し環境整備を推進。ガバナンスコードに準拠した運営
- (3) 指導者…専門性や資質・能力を有する指導者の確保や研修等による指導者の育成。様々な団体や教員の兼職兼業による指導者の確保
- (4) 活動内容…体験教室や体験型キャンプ、レクリエーション的な活動、シーズン制のような複数の種目や分野を経験できる活動等生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、指導体制に応じて段階的に確保
- (5) 適切な休養日等の設定…休養日や活動時間については、学校部活動に準じて設定。新たな地域クラブの休日の活動については柔軟な対応を想定
- (6) 活動場所…地域の中学校をはじめとして、小学校や高等学校、特別支援学校、廃校施設等の活用も検討
- (7) 会費の適切な設定と保護者等負担の軽減…低廉な会費の設定に努める。送迎支援や困窮家庭への支援を研究
- (8) 保険の加入…傷害保険の他、賠償保険の加入を義務付け、スポーツ・文化法人責任保険への加入を検討

3 学校との連携

- ・学校部活動の教育的意義や役割の継承。スケジュールの共有。生徒や保護者に対して、新たな地域クラブ活動を周知

Ⅴ 取組の状況の把握と指針の見直し

- ・学校部活動や新たな地域クラブ活動の取組状況や実態を把握するとともに、今後の移行状況等を勘案し、見直しを行う

【参考】成長期にある中学生のスポーツ活動を実施する上で留意すべき視点

長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針（案）への市町村、学校、委員からのご意見等と対応

資料 2

番号	ページ/行	ご意見・ご質問等	対応
1	P3: I 2	小学校の課外活動についても記載してほしい。	追記しました。
2	P4: II 1(1)ウ	この指針は、いつからいつまでの指針なのか、明記してほしい。 休日の部活動が地域移行されれば、休養日の活動はなくなり、大会参加は中体連主催のみとなれば、そのことがわかるように記載したらどうか。	今後の学校部活動の地域クラブ活動への移行の状況等を踏まえ、見直しを行います。時期は未定です。なお、P17に移行が完了するまでの間は休日に県中体連主催の大会に参加することが考えられる旨追記しました。
3	P4: II 1(2)ア	校長は、教員だけではなく、部活指導員や外部指導者など…確保していくことを基本とし…。部活指導員は、予算もあるため校長だけで確保することはできません。「教師だけでなく……基本とし」まではカットしてもいいか。	「指導者の確保に努め」に修正しました。
4	P6: II 2(2)ア	実際にその競技をしたことがない顧問、自分が運動経験がない顧問にアのような指導を行うことを求めることは可能でしょうか。「短時間で効果が得られる指導」はハードルが高いと感じます。	休養を適切に取りつつ、短時間で効率的に活動することは全ての生徒に必要なことであり、現在の指針と同様に記載することとします。
5	P8: 4番目の○	朝の部活動について、ある地区では秋冬期間や大会前に多くの部が活動しています。「原則」の2文字をなくしてはいかがか。	放課後の練習時間が確保できない場合もあるため、原則の前に「大会等の前であっても」と追記します。
6	P9: II 3エ	【質問】例えば、「土日と2日間練習した場合は、学校部活動の平日の休養日を1日増やして2日間とする」というようなことなのではないでしょうか？原文についての具体例は必要ないのか？または、具体例を示すことによって、平日の部活動を調整すればいいから、土日練習するぞというクラブが増えてしまうのか？	市町村担当者会や校長会等で説明していきます。
7	P9: II 3オ	「学校部活動が終了するまでの間は」→「学校部活動が終了」と、ここまではっきり書いてよいかどうか…。実際にはそうかもしれませんが。	学校部活動が終了するまでの間は、学校部活動と地域クラブ活動の両方で活動するケースがあること、また、地域クラブ活動では、複数の地域クラブで活動するケースがあることから「当面」に修正しました。また、地域クラブ活動の前に「今後」を追記しました。
8	P10: II 5	【要望】高校の部活動の地域移行については、どのように進んでいくのか？高校の施設の活用等についても話題が上がっている。また、地域の団体の方からも、中学生だけでなく、高校生の地域の社会教育活動への参加を望む声も上がっているため、高校の動きと連携しながら取組を進めたい。	この活動指針は、中学生期のものであるため、高等学校の地域クラブ活動への移行については、記載しません。なお、考え方については、市町村担当者会や校長会で説明していきます。

9	P10：II5	<p>【質問】 飯田下伊那地域については、広域的な取組である「エンジョイ・スクエア」について、南信教育事務所飯田事務所の職員に非常に精力的に動いて頂いている。こうした県職員の方による関わりは、組織改編後も継続できるのか</p>	<p>県教育委員会と知事部局が連携しながら、引き続き地域クラブ活動への移行支援を行ってまいります。</p>
10	P11：II7(1)イ	<p>県中体連や県の文化活動に関わる組織が、学校の運動部が参加する大会等の全体像を把握し、大会等の在り方の検討を主催者に要請することができるのか。</p>	<p>県中体連は他団体が主催する大会等について、主催者に大会の在り方についての検討を要請することは困難であるため、削除しました。</p>
11	P12：II7(1)ウ、エ	<p>大会参加の方向を、市町村や校長に任せていくことは難しい。県または広域で検討されることがよい。</p> <p>【要望】 生徒や保護者、地域の思いを受け止める段階を大事にしてほしい。</p>	<p>生徒や部顧問の過度な負担とならないよう、大会に参加する側として、目的に合った大会等を精査する必要があると考えます。</p>
12	P13：II7(2)③	<p>県教育委員会（または担当部署）及び市町村教育委員会（または担当部署）として、どこが担当なのかがわかる表記にした方がわかりやすいと思う。</p>	<p>施設管理や大会支援など複数の部署にわたる内容であり、また市町村により所管部署も異なることから、詳細な表記は難しいものと考えます。</p>
13	P14：II8(2)	<p>原則でない場合の想定は？</p> <p>国の7年度末を、1年遅らせて8年度として理由をさらに明記したい。</p>	<p>移行を進めていく中で極めて困難な状況が生じた場合などを想定しています。また、8年度末を目途とする理由を追記しました。</p>
14	P16:IV	<p>大きい項目に格上げして、「II.学校部活動の新たな地域クラブ活動への移行」としたほうが腑に落ちるのではないかと思います。</p>	<p>学校部活動を地域クラブ活動に移行することから、IIの中で移行について説明し、IVに新たな地域クラブ活動について記載しています。</p>
15	P16:IV	<p>実施主体が民間に代わると学校部活動の教育的意義がある程度は後退すると思います。民間クラブや指導者がそれを理解し、継承・発展させていくのはおそらく難しいです。新しい取組によって、地域社会との新たな繋がり・探求心の醸成・視野の広がり等々新しい付加価値も期待できますので、後退するものも容認しつつ、総体として子どもたちの成長にとってプラスになるものを目指す、という考え方が良いと思います。</p>	<p>学校部活動の持つ教育的意義は、スポーツ・文化芸術活動を通じて子どもたちが成長できるという点において、地域クラブ活動に継承できると考えるため、「継承」の文言は残しました。</p>
16	P17：IV2(2)②イ	<p>指針に則り、参加予定大会の日程等の把握、毎月の活動計画の作成等、業務が多岐にわたり煩雑である。これだけの業務を担い、公表、継続して事業を実施していくにはハードルが高い。</p>	<p>新たな地域クラブ活動において、活動を透明化し生徒や保護者、地域等の理解を得ていくことは大切であると考えます。なお、公表については、「努めます」という表現に改めました。</p>

17	P20 : IV 2(5)	大きくは「II 学校部活動について」に準じていくことが望ましいと考えますが、「生徒の志向や体力等の状況に応じ」と表記されていることから、全てを画一的に制限するのではなく、実情に即した対応が必要である。	新たな地域クラブ活動では、いわゆる「ゆる部活」のような活動も想定していることから、「生徒の志向や体力等の状況に応じ」と記載しています。なお、休養日は生徒の心身の成長に配慮して設定すべきであることは、新たな地域クラブ活動においても部活動と同様であることから、この指針の順守をお願いするものです。
18	P20 : IV 2(5)エ	・土日を中心に活動している地域クラブが増えていくことを考えると方向性はよい。『柔軟な対応を想定します』という表現はイメージがつかみにくいと思うので、例示するなどの補足が必要ではないか。	例示を追記しました。
19	P21 : IV 2(7)	休日の部活動の完全地域移行のスケジュールにもかかわって、指導者への手当について、現在は休日の部活動手当を県からいただいておりますが、いつまで支給されるのかを示していただきたい。（その時期により地域移行をするタイミングが決定され、財源の確保を段階的に進める必要があるため）	国からも示されていないため、支給の期限を示すことはできません。
20	P21 : IV 2(7)	継続的・安定的に地域クラブ活動を運営するには、経済的な基盤の安定が必要である。また、参加生徒の負担を軽減するためには、国・県等の補助金は必須である。市町村施設の利用に留まらず、公用車の利用等の利便性が図られるとよいのではないか。	こうした内容は課題が多いため、現時点でこの指針で示すことは難しいと考えます。
21		活動指針やガイドラインは更新していく必要がある。	Vで見直しについて記載しています。

長野県地域クラブ活動推進ガイドラインの概要（案）

スポーツ課・学びの改革支援課

策定の目的

本ガイドラインは、新たな地域クラブ活動の環境整備の進め方や留意事項を示したもの

◎ 市町村は、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、推進計画等を作成し、新たな地域クラブ活動の環境整備を進める

はじめに

- 1 本県における学校部活動の現状と課題 ⇒ 生徒数の減少、合同チームの増加、部活の統廃合、運動部活度加入率の低下、顧問の競技経験、教員の勤務時間調査などから現状の学校部活動の維持は困難
- 2 本ガイドライン策定の目的 ⇒ 新たな活動指針を踏まえ、新たな地域クラブへの移行の具体的方策を示す

新たな地域クラブ活動の環境整備

1 本県が目指す新たな地域クラブ

(1) 新たな地域クラブ活動に求められるもの

【目指す姿】

学校部活動の新たな地域クラブ活動への移行により、活動種目の選択肢が増えるとともに持続可能な活動環境が整い、県内すべての生徒がニーズに応じた多様な活動を安定的に行うことができる。

(2) 新たな地域クラブで目指す活動(市町村と県の役割)

○基本的に新たな地域クラブ活動の環境整備は市町村の推進計画等に沿って進められ、その活動の保障を目指す

○県は、環境整備が速やかに進むよう、次の取組を通じて市町村を支援・協力

①複数市町村の連携による地域クラブの設立に向けた支援（県コーディネーターによる助言・支援の強化）

②目指す活動種目と指導者確保等への協力

ア 学校部活動の設置率が50%以上の10活動について、比較的小さな範囲での活動の保障を目指し指導者の確保に協力

イ 学校部活動の設置率が10～50%の11活動について、県内10広域での活動の保障を目指し指導者の確保に協力

ウ 学校部活動の設置率が10%未満の活動、アーバンスポーツ、eスポーツ等の新たな活動についても、地域のニーズを踏まえながら10広域程度を目安に活動の保障を目指し、体験会等の開催支援や指導者確保に協力

長野県地域クラブ活動推進ガイドラインの概要（案）

2 運営団体の選定・設立までの手順と留意事項

協議会の準備、協議会の設置、ニーズ・課題の把握、推進計画等の作成、情報発信、運営団体の選定・設立、実施主体の決定

3 運営団体・実施主体の運営と留意事項

(1) 適切な運営体制の構築

運営方針等の決定、活動のマネジメント、参加者のマネジメント、指導者のマネジメント、健全な運営管理のためのガバナンスコードの策定・公表、活動の周知に係る広報活動、地域・学校・関係団体等との連携

(2) 適切な指導体制の構築

指導者に求められる資質、指導者の質の担保、適切な指導の実施、指導者の量の確保、教員等の兼職兼業

4 新たな地域クラブ活動の推進スケジュール

- ・原則として、休日・平日ともに、全ての学校部活動を地域クラブ活動に移行。まずは、休日について令和8年度末を目途に移行
- ・平日はできるところから進め、難しい場合でも生徒の活動を保障しつつ、日課等の調整により教員の勤務時間外の部活動指導を減らす工夫を検討・実施
- ・県教育委員会は令和7年度までの移行状況を調査・検証し、改めて平日の移行について方針を示す。

■ おわりに

資料1：移行取組・進捗の目安となる項目（段階別）一覧表

資料2：学校部活動から地域クラブ活動への移行に係るQ&A

番号	ページ/行	ご意見・ご質問等	対応
1	P3：○はじめに 1「図5 運動部 活動加入率」	・クラブチーム（サッカー、野球、ダンス、卓球、水泳、陸上等）へ加入する生徒が増えているのも、学校の部活動への加入率低下の原因であると考えられます。	体力・運動能力、運動習慣等の調査により、昨年度に比べクラブチームへの参加率が増加していることが公表されたため、理由を追記しました。
2	P4：○はじめに 2	【質問】各市町村において、推進計画の策定とあるが、どの程度のものを想定しているか？義務的なものか？記載が必須な事項等があるか？策定の期限はあるか？	「推進計画」自体の策定は義務的ではありませんが、市町村にあっては、県のガイドラインを踏まえ、地域の実情に合った「方針等」を示すことを想定しています（国のガイドライン24-25頁参照）。市町村の裁量を広げられるよう「推進計画等」に修正しました。
3	P6：I	【質問】学校部活動の欄3行目に「大会等の在り方の見直し」を推進するとあるが、県として関係団体へどのように働きかけをしており、どこまで話が進んでいるのか？	「大会の在り方の見直し」については、指針II 7に記載しています。
4	P6：I「移行スケジュール」	【質問】「移行のスケジュール」の欄に平日についても記載があるが、平日の移行に向けてどのような協議がされているか？	「移行のスケジュール」については、指針II 8(2)に記載しています。
5	P6：1「策定のポイント」	既存の地域クラブには適用しないという解釈でよいでしょうか。新たな地域クラブ活動と既存の地域クラブ活動の相違がこの時点では不明であるような印象を受けました。	P5欄外に 新たな地域クラブ活動の考え方について追記しました。
6		これらの見出しに、小学生の意見、中学生の意見など、意見とわかる標記がよいように感じました。	図8は小中学生等の意見等を参考に、県として目指すべき地域クラブの姿を示したものです。こうした意見等を参考としていることは、見出しの下に記載しています。
7		①②”スポーツ”だけなのか？文化も文言に入れるべき。	「文化芸術活動」を追記しました。
8	P7：II 1(1)図8	【質問】”対象が中学生”とあるが、P5「ガイドラインの策定目的」、P7「図8：目指す姿」からは、「生涯にわたって」「社会性」といったワードがあり、中学生のみを対象としたクラブではないのではないか。	学校部活動の地域クラブ活動への移行を進めるため、まずは中学生のスポーツ・文化芸術環境の整備を行います。このことが将来的には、地域のスポーツ・文化芸術環境の整備につながることを想定しています。

9	P7, P9, P17	画像貼り付けや横拡大などで見えづらい箇所があるように思います。1頁使って表現するなど拡大していただくとよりわかりやすいように思います。	1頁を使用して表示することも検討しましたが、全体とのバランスや文章との関連性（理解しやすさ）の観点から、関連解説に近い箇所に配置し、画像を拡大するなどして、できるだけ鮮明にしました。
10	P8:II 1(2)	「現在行っている部活動の選択肢を保証し」→「原則として保証し」ぐらいのニュアンスの方がよいのでしょうか。	「保障を目指し」という表記に修正しました。
11	P8:II 1(2)	基本保障, 追加保障, 発展保障と分けていただき, わかりやすいのですが, なかなか思うようにはいかないかもしれませんので, どこかに「原則として」とか, 少しぼかしておいた方が安全か。	基本保障、追加保障、発展保障という表記をやめ、内容も「活動の保障を目指し」という表記に修正しました。
12	P9:II 2	移行よりも、地域クラブ活動立ち上げの手順の方がすっきりするのではないかと。また、この(3)の内容がとても重要なので、项目的に記載するよりも、どんな手順で、どんな方法で進めていくかがわかるように記載されるとイメージがわくと思います。図表等入れて、見てわかる感じの表記にしてほしい。	II 2を「運営団体選定・設立までの手順と留意事項」に修正しました。資料には手順に係る表を記載しています。
13	P9:II 2図9	①「コミュニティスクール」は『学校運営協議会を設置した学校』の意味なので、学校と同意議では？入れるとしたら「学校運営協議会」では？ ②協議会の輪の中に「文化・芸術団体」を入れた方が良い。	「学校運営協議会」に修正し、「文化芸術団体」を追記しました。
14	P10:II 2(3)	新たなスポーツ・文化芸術環境と新たな地域クラブという表現があり、同一なのか、異なるものであるのかがすぐにはわからない印象を受けました。	用語を整理しました。
15	P11:II 2(6)ウ	国は、これらを担う人材を「コーディネーター」として位置付けてきたと思うが、県では事務局と称している。関係機関及びクラブ内の中核として調整役を担うことから、「コーディネーター」という表記がよいのではないかと。	「コーディネーター」と「事務局員」を分け、それぞれの役割について記載しました。
16	P11:II 2(6)エ	「望ましい」とまで言うか？自治体によっては望ましくないケースもあるのではないかと。（小規模自治体等）	保険への加入条件や社会的信用性等の観点から、望ましいと考えています。

17	P12：Ⅱ3(1)④イ	活動回数、活動時間決定については、慎重に対応したい。既存団体であれば、環境が整っているため回数や時間がむやみに増えないように対応することが必要。新規団体であれば、活動が機能するように回数を定めることが必要に感じます。	指針で、地域クラブ活動においても、効率的・効果的な活動や適切な休養日等の設定のもと活動するよう明示しました。
18	P13：Ⅱ3(1)②カ	「加入を義務付ける」まで言い切るか？「加入することを基準とします」で良いのでは？	第三者への賠償責任が生じる場合もあるため、指導者・参加者ともに保険への加入を義務付けることとしています。
19	P14：Ⅱ3(2)	・指導者を管理・監督する機関が必要であると思います。指導者に問題が発生した場合、保護者から学校が相談を受けることがあっても、指導者への指導は県及び市町村の協議会に行っていただきたいと思います。また、指導者の任用についても、責任のある立場（市町村、協議会等）で行うことが望ましいと思います。 ・また、解任された場合の新たな人材の配置もお願いしたい。	指導者の任用（解任）について、Ⅱ3(1)④アに記載しました。また、指導者に問題となる行動が見られた場合の対応について、Ⅱ3(2)②イに記載しました。
20	P14：Ⅱ3(2)／ P21：資料1表1第3欄目（財源の確保）	「適切な指導体制の構築」で、指導者への報酬についても具体的に明記する必要がある。特に教員が兼職兼業を行う場合の報酬はどのような扱いになるのか。また、「財源の確保」についても具体的に明記してほしい。	兼職兼業の教員を含む指導者報酬は、運営団体が地域クラブ活動への参加者や指導者の数、活動内容等を考慮し決定します。県では、国の改革推進期間中は、実証事業など国の委託事業の実施を検討するよう助言しています。
21	P15：Ⅱ3(2)② 地域文化芸術クラブ活動イ	あえて著作権に触れる必要があるか？	研修の内容について著作権だけを取り出して記載する必要はないと考え、削除しました。
22	P16：Ⅱ3(2)③イ	【質問】教員等による研修を実施するイメージなのでしょうか。	研修会等も考えられますが、スポーツ・文化芸術活動運営委員会等、学校職員とのコミュニケーションの中で顧問や養護教諭から情報を収集することも想定しています。
23	P16：Ⅱ3(2)④イ	【質問】県全体でリストを作成するとしたら、どのように活用するのか？その際の情報提供はどのように行っていくのか？（連絡先等の個人情報等の取扱いにも配慮が必要）	来年度の事業についての説明の中で触れます。
24	P16：Ⅱ3(2)⑤	【質問】教員は勤務校でも兼職兼業ができるのか？	可能です。

25	P16：Ⅱ 3 (2)⑤	・兼職兼業を行うことでの職員への負担。一方、兼職兼業をすることで本務への意識低下の両面が心配される。本人が指導者を望んでも、心身への負担は否めません。本来の職務への影響はあると思いますので、人材確保は難しいとは思いますが、兼業は不可にしたい。完全に切り離さなければ、教職員の働き方改革にはならないと思います。	希望により地域クラブ活動で指導することは、その人の生き方に関わる権利であり、その権利を奪うことはできません。職務への大きな影響が懸念される場合は、校長又は服務監督教育委員会の判断において、兼職兼業を許可しないことができます。
26	P16：Ⅱ 3 (2)⑤	教員等を指導者として雇用する際、異動などがあった場合の対応を明記する必要があると思います。（勤務している学校にかかわらず…ということであればそのことを明記）	指針及び本ガイドラインに、「居住地において指導することが望ましいと考えます。」と追記しました。
27	P17 「移行のスケジュール」	休日の部活動の移行が令和8年度末としてますが、もう1年早く（令和8年度から実施）実現していただきたいと思います。	令和8年度末を目途にする考え方について、指針Ⅱ 8 (2)に追記しました。
28	P17：図10	活動指針P23には学校との連携が述べられている。新たに始めることは多く述べられているが、どのようにやめていくかの記述がない。今は中学校の教育活動の一環として部活動を行っているが、地域クラブ活動へ移行した後の教育活動との関連を明記した方がよい。	まずは、休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行を進めるため、平日は当面学校部活動として活動するところも多いと考えています。そのため、休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行後の学校との連携について、指針のⅣ 3 に記載しています。
29	P20：〇おわりに	国体・障害者スポーツ大会の開催と「文化芸術へのかかわりの継続」の関連性が見えない。文化芸術に関する取組で生涯学習に繋がる取組があれば並列して書くべき。スポーツ振興だけでなく、県の文化芸術の振興について述べるべきではないか。	文化芸術の振興について追記しました。
30	P23：表3中「恒常的な情報発信」	【要望】・学校職員、保護者、地域住民への情報発信する上で、県から地域移行のスケジュールやクラブ立ち上げに必要なことなどを盛り込んだリーフレットを早急に作成してほしい。リーフレットがないと、説明しにくい。	令和6年度は、児童・生徒やその保護者、地域住民等に地域クラブ活動について理解を深めたり、指導者として協力を募ったりするためのチラシ等を配布する予定です。
31	P24：表3第4欄	中体連等の大会参加の在り方について、柔軟性を持たせてもらえるよう、働きかけをしてほしい。拠点校で参加する際のチーム数についても柔軟に対応頂きたい。	県中体連には、生徒の活動や大会参加の機会を確保することを最優先に考えていただいています。今後の大会の在り方にも大きく関係しますが、現在は北信越大会や全中大会の代表を選抜する大会であるため、統一のルールで大会を運営していると承知しています。

32	全体	<p>【質問】 県立学校については、どのように進めていけばよいか見通しがもてない状況です。学校がある長野市と連携するのか？それとも出身の市町村と連携するのか？両方OKなのか？県立なので県主導なのか？おそらく、公立の中学校や私立中学校でも同様な問題がおきるかと思います。また、他校と連携や指導者の確保等におけるサポート（移動手段確保や指導者への講師料）について自治体が行っているかと思いますが、県立の場合は県のサポートがあるのか。（是非お願いしたい）教えていただきたい。</p>	<p>学校の設置場所や居住地に関わらず、どの生徒も自分のニーズに合った地域クラブ活動を選択することができるような環境整備に取り組みます。県立、市町村立に関わらず地域のサポートは必要だと考えます。</p>
33	全体	<p>【要望】 県の指針・ガイドラインの説明を、学校や地域に対して県から積極的に発信してもらいたい。（教員の働き方改革の側面も含め）</p>	<p>県のHPや諸会議など、様々な機会を捉え、学校や地域に発信してまいります。</p>
34	全体	<p>【質問】 社会全体での見直しのため、県は各部局へどのような連携を図っているのか？（想定しているのか？）</p>	<p>県協議会の委員となっている企画振興部地域振興課や県民文化部政策課のみならず、関係各課で連携して取り組めるよう、今後庁内でプロジェクトチームの立ち上げを検討しています。</p>
35	全体	<p>・移行スケジュールやそれに伴う準備、課題等は詳しく記載されていますが、競技力向上に向けての取組が記載されていません。競技力向上を望んでいる保護者も多いと思いますので、そのことに関して記載するとよいと思います。</p>	<p>新たな地域クラブ活動では、競技力の向上を望む生徒も含め、ニーズに合った活動を安定的に行うことができる環境整備を目指しています。</p>
36	全体	<p>学校部活動が地域へ移行するのに伴って、学校の組織に部活動係や部活顧問の校務分掌を義務づける必要がなくなると思います。そうしたときに、中体連という組織がどうなるのか、誰が運営するのか、中体連主催の大会はの企画運営はどうなるのか、この部分の方向が見えるとありがたい。（吹奏楽連盟も同様）各地区に中体連事務局を学校に設置している関係上、今後の人事にも少なからず影響はあるかと思われ、中体連側と意見交換がなされているのであれば、差し支えない範囲で参考資料に加えて頂きたい。</p>	<p>まずは、休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行を進めるため、平日は当面学校部活動として活動するところも多いと考えています。現時点では、中体連が主催する大会の在り方も含め、検討してる段階であるため、指針やガイドラインの見直しの際に記載できればと考えています。</p>

令和6年度における県の主な取組（案）

○実証事業の成果と課題の分析

- ・市町村への情報提供



○部活動指導員の確保

- ・地域指導者の確保につなげる



○県コーディネーターによる支援

- ・きめ細やかな市町村支援を図る



○地域クラブ活動に関する広報活動

- ・児童・生徒とその保護者、教員、スポーツ・文化芸術団体、地域住民等への周知を図る



○指導者リストの作成

- ・指導者のマッチング支援



指導者リストの作成と活用

【概要】

- ①県は対象者に広く周知、企業・大学へは別途依頼
- ②指導希望者は県が作成した登録フォームにより登録
- ③県は指導者リストを作成・管理
- ④市町村教育委員会等は情報を取得し、登録者と交渉、マッチング

<周知方法1>

- ・学校を通して保護者へ
- ・県スポーツ協会や県芸術文化協会を通してスポーツ・文化芸術関係団体へ
- ・市町村報、市町村ホームページや回覧板、ポスター等を通して地域住民へ



<周知方法2>

- ・経営者協会を通して企業へ
- ・大学を通して学生へ

県は指導者登録について幅広く周知



- ・保護者
- ・会社員
- ・指導者経験者
- ・種目経験者
- ・大学生
- ・地域住民 等

<周知方法3>

ホームページに募集要項や登録窓口を掲載



県は企業や大学へ別途協力依頼

- ・地域クラブ応援企業として、指導者派遣等に協力を依頼
- ・指導者としての活動を単位認定したり、ボランティア活動として指導者としての協力を依頼

指導希望者が登録

<登録内容>

氏名・指導できる種目・指導可能エリア・指導経験・競技経験・取得資格 等

指導者リスト

県は指導者リストを作成・管理

情報取得

市町村教育委員会等は情報を取得しマッチング

- ・指導者の情報取得
- ・登録者との交渉、クラブと指導者をマッチング
- ・運営団体や実施主体へ情報提供

